監 査 報 告 書

令和元年5月15日

学校法人緑蔭会 理事会 様

学校法人緑蔭会

監事 金谷博光

監事 酒井正行

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人緑蔭会寄附行為第15条に基づき、 学校法人緑蔭会の平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の 学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等すなわち事業の実績、資金収支計算書(資金 収支内訳表、人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表を含 む。)、貸借対照表(固定資産明細表、基本金明細表、第2号基本金の組入に係る計画表を 含む。)、財産目録について監査を行い、以下のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

理事会その他の会議に出席したほか、理事等から業務の執行報告を聴取し、関係書類 の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、法人の業務及び財産の状況を調査した。

2 監査の結果

- (1)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業の実績、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認める。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは基本規定に違反する重大な事実は認められない。